

運輸安全マネジメントの取り組み

北海道拓殖バス株式会社

安 全 方 針

北海道拓殖バス株式会社は輸送の安全確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定め、周知する。

- 1．社長は、輸送の安全の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- 2．運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- 3．輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。
- 4．安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施し、PDCA サイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。

重 点 施 策

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

- 1．輸送の安全の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規程に定められた事項を遵守すること。
- 2．輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
- 3．輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
- 4．輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、本社と営業所間で情報を共有する。
- 5．輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを適確に実施する。

輸 送 の 安 全 目 標

1. 事故削減目標

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
平成 22 年度	0 件	0 件	0 件	20 件	20 件 (人身 1 件、物損 19 件)
平成 23 年度	0 件		0 件		

1. 重大事故は、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう。

2. 交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

2. 関係法令及び社内規定の遵守を確保

関係法令及び社内規定（安全を管理する規程等）の遵守は、四半期毎に教育を実施します。

3. 輸送の安全に関する投資額（予算）

(単位：万円)

	主な項目	平成 2 3 年度予算額
教育等に関する項目	安全教育費（適正診断受診費を含む）	30
設備及び機器等に関する項目	平成 22 年度デジタルタコグラフ装着率 85%以上	253
	アルコール検知器の導入	15

4. 内部監査

安全を管理する規程の遵守状況は、内部監査を年 1 回以上実施し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

5. 情報の連絡体制の確立

安全会議及び課内会議を毎月 1 回開催し、本社と営業所間で情報を共有します。

6. 輸送の安全に関する安全教育の実施計画

1. 事故審議委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 毎月 1 回 開 催
2. 乗務員指導 ・ ・ ・ ・ ・ 四半期毎 1 回開催
3. 事故惹起者に対する指導 ・ ・ ・ ・ ・ 事 故 発 生 時

平成 23 年度輸送の安全に関する公表

北海道拓殖バス株式会社は平成 23 年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり輸送の安全に関する公表を行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1)社長は、輸送の安全の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2)運輸安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3)輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。
- (4)安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施し P D C A サイクルの徹底により、継続的に見直しと改善に努めます。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別の事故件数)

[2. 3. の作成]

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
平成 22 年度	0 件	0 件	0 件	20 件	20 件 (人身 1 件 物損 19 件)
平成 23 年度	0 件		0 件		

4. 行政処分内容、講じた措置等

今年度、行政処分なし

平成 23 年 4 月 1 日

北海道拓殖バス株式会社
代表取締役 中木雄三郎